

1 対象者と利用手続き

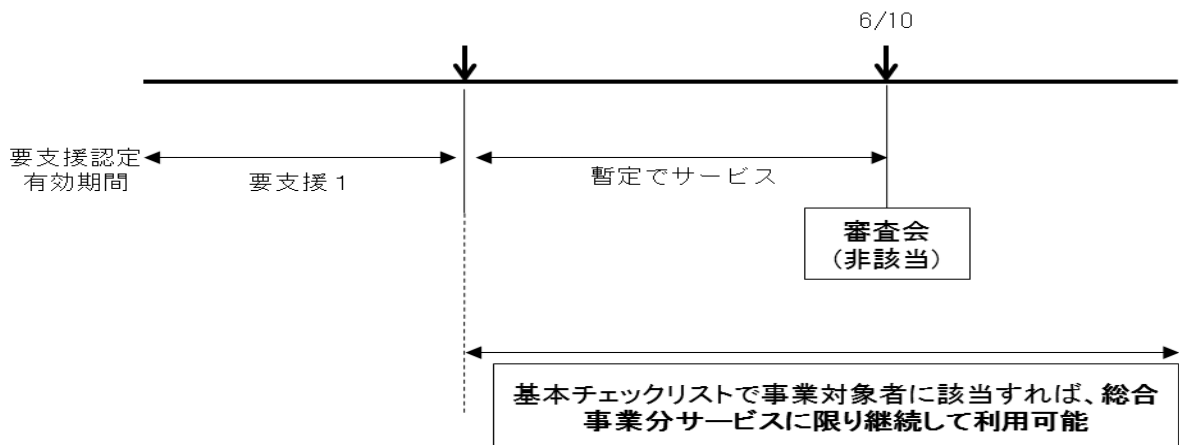
Q 1-1

介護認定審査会の更新結果が遅れたため、暫定でサービスを利用している場合があります。暫定でサービスを利用している方で、更新結果が非該当になる可能性がある方については、更新申請と一緒に基本チェックリストと一緒に提出した方がよろしいでしょうか。

* 非該当になった場合でも、事業対象者として継続してサービス利用したいと考えています。

非該当のリスクがある場合は、要支援認定(更新)の申請書と一緒に基本チェックリストを市に提出して下さい。なお、要支援認定が非該当になった場合に継続して利用できるのは、総合事業サービス分に限りません。

[例] デイサービスを毎月使っている要支援1の方で、認定期間が5月31日、更新の審査会が6月10日であった為、暫定で6月上旬はデイサービスを利用。しかし、審査会結果が非該当になった場合。



6 サービス報酬

Q 6-1

運動器機能向上通所サービスと支え合い通所サービス事業(B型事業)や、ふれあいデイサービスは併用可能ですか。

併用できます。